

八戸市告示第 1 6 1 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月21日

八戸市長 熊 谷 雄 一

居宅介護事業者 (介護予防事業者)		居宅介護事業 (介護予防事業) の種類	居宅介護事業所 (介護予防事業所)		廃止年月日
名称 (開設者)	主たる事務所の 所在地		名称	所在地	
医療法人社団 豊仁会	八戸市長苗代二 丁目10番 9 号 ハートランド A302号室	訪問看護 介護予防訪問看 護	コスモス訪問看 護ステーション	八戸市柏崎一丁 目10-10	令和7年3月31日
医療法人一心 会	八戸市大字廿三 日町 7 番地	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導	石亀歯科まさる 矯正歯科	八戸市廿三日町 7	令和7年4月1日